

## 第4節 保安点検

### 1 保安点検の時期

指定数量の200倍以上の屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所を除く。)で、不等沈下の数値の割合が1/50以上になった時。(56号通知)

### 2 保安点検と基礎補修との関連

保安点検に該当することとなったときは、当該タンクの基礎修正を行うものとする。

### 3 変更許可申請

上記1の不等沈下が認められたときは、当該タンクを開放し、基礎修正に係る変更許可申請を行うものとする。

### 4 保安点検の実施時期

保安点検は、基礎修正が完了した後に実施するものとする。  
ただし、保安点検事項は、タンク開放直後に実施すること。

### 5 保安点検事項

第2節 2「内部開放点検に係る試験」によること。

### 6 補修基準

第2節 3「補修基準」により補修を行うこと。

### 7 検査工程

検査の工程は、別添3「準特定屋外タンク貯蔵所等開放点検の工程」又は別添4「500kl未満の屋外タンク貯蔵所等内部開放点検の工程」によること。

### 8 手続き

内部開放点検に係る手続きは第2節 4「手続き」によること。

### 9 その他

指定数量の200倍以上の屋外20号タンクも上記基準に準ずること。